

平成13年12月17日
東京都福祉局高齢者部

平成13年度東京都身体拘束廃止推進員研修について

1 目的

高齢者施設等で指導的立場にある者に対し、身体拘束廃止を推進するための実践的研修を実施することにより、身体拘束廃止推進員を養成し、もって身体拘束ゼロ運動の展開の一環として、各施設等における身体拘束廃止に向けた取り組みを支援する。

2 対象者

介護保険施設又は指定居宅サービス事業者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護の事業を行うものに限る。）の従事者で、身体拘束ゼロ運動を施設等において指導的立場から推進できるもの。

3 内容

身体拘束廃止の趣旨及び実践方法等について、講義・演習形式で実施する。

研修を実践的なものとするために、受講者が所属施設等の身体拘束廃止推進員として各施設等における拘束の実態を把握し、身体拘束廃止の方策について受講者同士及びアドバイザーと討議し、各施設等で身体拘束の廃止に向けて実際に取り組むこととする。

4 期間

3日間とする。ただし、1日目と2日目の間に、施設の実態調査の期間として約2週間、2日目と3日目の間に、身体拘束廃止の取り組み期間として約3月の期間を確保する。

5 実施状況

		第1回	第2回	第3回
日時 ・ 場 所	1日目	9/14 清水坂あじさい荘	9/26 板橋ナーシングホーム	10/25 清水坂あじさい荘
	2日目	9/28 東京都社会福祉総合学院	10/16 東京都社会福祉総合学院	11/9 東京都社会福祉総合学院
	3日目	1/11 東京都社会福祉総合学院	1/18 東京都社会福祉総合学院	2/8 東京都社会福祉総合学院
参加施設数		9施設	13施設	10施設
参加者数		36人	43人	31人

東京都身体拘束廃止推進員研修の概要

回次	1 日 目	2 日 目	3 日 目
研修	講義 ・身体拘束廃止の定義 ・身体拘束廃止の手順 ・身体拘束の実態把握の必要性 (動機付けに重点を置く)	発表 ・各自の施設を調査した結果 言士講義 ・身体拘束廃止の手順としての処遇改善 (グループワーク)	発表 ・身体拘束廃止に取り組む前の各施設の実態と、取り組み後の各施設の実態の比較
施設	調 査 研修生が次の2点について調査する。 ①身体拘束の実態 (身体拘束廃止のマニュアルのチェック項目によって実態把握を行う。) ②身体拘束が行われている場合には、その理由 【施設は、研修生を派遣することにより、施設での身体拘束廃止の取り組みの第一歩を踏み出す。身体拘束廃止は実態を把握し、なぜ拘束しているかを認識することから始まる。動機付けが重要。】		取 り 組 み 研修生が身体拘束廃止推進員として、身体拘束廃止に取り組む。
			修了証・協力施設証(仮称)の交付

1 目的

身体拘束ゼロ運動を各施設の内部から推進するための指導的役割を担う推進員を養成する。推進員としての意識付けに重点を置く。

2 対象者

身体拘束ゼロ運動を施設内で指導的立場から推進できる立場にある職員(直接処遇に携わる職員とは限らない。施設長、介護主任、看護主任クラスの職員。)